

乗ろうよ！ライトライン

園都市計画課LRT管理係 ☎028(677)6161



芳賀工業団地トランジットセンターの駐輪場を増設します！

駐輪場台数 40台

➔ **60台** に増設！

※増設台数は今後変更になる場合があります。

開業から3カ月、多くの皆さんに芳賀工業団地トランジットセンターの駐輪場を利用いただいています。さらに便利に活用してもらえるよう、公共交通ゾーンの駐輪場を増設します。今年度内の整備を予定しています。



増設駐輪場 20台



▲公共交通ゾーン

既存駐輪場 20台



▲パーク&ライド駐車場

🚗 車とLRTの交通ルール ドライバーの皆さんへ

🚦 黄色の矢印は LRT専用

ドライバーの皆さんはこれまで通り車の信号の表示に従ってください。



🚶 停留場へ出入りする歩行者に注意

🚗 軌道敷内や停留場の近くは 駐停車できません (道路交通法第44条)

🚗 軌道敷内は走行できません

ただし、次の場合、軌道敷内を通行することができます。(道路交通法第21条)

✅ 右左折・直進・Uターンのために横切るとき



軌道敷を横切るときは、軌道敷内で停車することがないように、進行先の混雑状況を十分確認してください。

🚦 交差点内の交通島に注意

交通島は、自動車の進入を防止する構造物です。軌道を横断して右折やUターンをする際は、交通島に乗り上げないように注意しましょう。

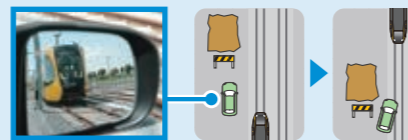


交通島

停留場のある交差点には、自動車の進入を防止するための「交通島」があります。

✅ 危険防止のためやむを得ないとき

工事や倒木などで道幅に十分な広さがないときは、軌道敷内を通行することができます。



軌道敷内へ進入する場合は、必ずミラーと目視で安全を確認してください。その際、LRTが接近している場合は、一時停止して通過するのを待ちましょう。

停留場ベンチへの寄附を募集中！

対象 栃木県内在住の個人
(※県外在住者で芳賀町内・宇都宮市内への通勤通学者を含む)

寄附金額 50,000円 (1口)
(※一人1口限り (LRT維持管理費用の一部に充てられます。))

停留場ベンチへの寄附のお申し込みはホームページ・電話から

☎ 宇都宮市LRT整備課協働広報室
☎ 028 (632) 2304・2305



▲宇都宮市ホームページ

車両基地の見学会スタート！

ライトラインの車両基地内の設備 (管理棟・検修庫・変電所等) 見学会が始まります！

詳細は、宇都宮ライトレール (株) ホームページをご確認ください。



▲宇都宮ライトレール (株) ホームページ

個人住民税の内容が変わります！ —令和6年度スタート森林環境税—

園税務課町民税係 ☎028(677)6013

森林環境税の目的は？



森林には、水源の維持、土砂災害や地球温暖化を防止するなどのさまざまな機能があり、私たちの生活に大きな恩恵をもたらしています。

森林環境税は、こうした大切な森林を守るための整備事業や人材育成等の財源として使われます。

🌲 森林環境税の賦課徴収

令和6年度から国税である森林環境税が課税されます。個人住民税 (個人の町県民税) 均等割の課税内容について、次の2点が変わります。

- ① 復興税の加算 (町民税：500円、県民税：500円) がなくなります。
- ② 国税である森林環境税 (1,000円) が個人住民税均等割と併せて課税されます。

令和5年度	令和6年度
・町民税 (均等割) 3,500円	・町民税 (均等割) 3,000円
・県民税 (均等割) 2,200円	・県民税 (均等割) 1,700円
	・森林環境税 (国税) 1,000円
合計 5,700円	合計 5,700円

⚠️ 原則、均等割合計額は変わりません

※非課税となる合計所得金額が、個人住民税と森林環境税では異なりますので、森林環境税のみ課税される場合があります。

その他の改正について

同じく令和6年度から！

上場株式等に係る所得等の課税方式の選択

令和6年度から、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と町県民税の課税方式を一致させることとなります。これにより、町県民税において、所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。